

京都市告示第181号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和2年9月16日付けで認可した東若宮町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年6月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容
規約に定める目的

変更前	変更後
<p>町内会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) レクリエーション、運動会、文化活動等 住民相互の親睦を図る行事の開催に関する こと。</p> <p>(2) 葬儀等の際の互助に関する こと。</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防火等に関する こと。</p> <p>(4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する こと。</p> <p>(5) 所有する資産の維持管理及び運営に 関すること。</p> <p>(6) その他会の目的に必要な事業及び連絡 に関する こと。</p>	<p>町内会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) 自主防災・共助等に関する こと。</p> <p>(2) 地蔵盆の開催、区民運動会への参加等、 住民相互の親睦を図る行事に関する こと。</p> <p>(3) 防火、防犯、交通安全、まちづくり推進 等に関する こと。</p> <p>(4) 美化、清掃等、町内の環境整備に関する こと。</p> <p>(5) 所有する資産の維持管理及び運営に 関すること。</p> <p>(6) 会員への弔意。</p> <p>(7) 成逸住民福祉協議会その他よりの連絡 事項の伝達、および諸経費の収集管理。</p> <p>(8) その他会の目的に必要な事業及び連絡 に関する こと。</p>

(文化市民局地域自治推進室)